

○教育長(銘苅 健)

おはようございます。

これより令和 7 年度第 6 回の教育委員会定例会を始めます。

会議の成立について事務局の報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により、5 名中 3 名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

本定例会は 3 名出席ということで成立ということです。

それでは会議順に従って進めて参ります。

まず、会議録の承認を行います。

本日は 5 月の 28 日開催の第 3 回定例会、7 月 4 日開催の第 4 回定例会の会議録承認をお願いいたします。

事前に資料を配布しておりますが、目を通していただきましたでしょうか。

よろしければご承認をいただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは、後程署名をお願いいたします。

次に、本日の会議録署名人の指名をいたします。

大兼奈月委員と、東健策委員の 2 人でお願いいたします。

それでは議事に入ります。

本日の議事は 4 件となります。

本日の議案第 20 号、報告第 11 号については人事案件のため、そして報告第 12 号、報告第 13 号、そして議事にはございませんが、議事終了後、その他報告ということで 2 件ありますが、それらは市議会の報告前のために、秘密会ということで取り扱いをお願いしたいのですけども、いかがでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それではそのように進めてまいります。

議案第 20 号、報告第 11 号、報告第 12 号、報告 13 号及びその他報告について、浦添市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、秘密会といたします。

議事の進行については、議事日程の通り進めてまいります。

それでは議事に入ります。

これより秘密会となりますので、関係職員以外は退席をお願いいたします。

事務局は資料の配付をお願いいたします。

それでは議案第 20 号「臨時代理したことを報告し、承認を求めることについて」提案理由の説明をお願いいたします。

指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは、議案第 20 号について承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

議案第 20 号は承認されました。

次に報告第 11 号専決事項の報告についてお願いいたします。

資料の配布をお願いします。

それでは報告第 11 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」について報告をお願いいたします。

内田指導部長をお願いします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは報告第 11 号については以上とします。

続いて報告第 12 号について行いますので、関係職員の入れ替え等お願いいたします。

資料の配布をお願いします。

それでは報告第 12 号「報告第 9 号の内容取下げについて」をお願いいたします。

内田指導部長。

○指導部長(内田 篤)

議案書の 3 ページをご覧ください。

報告第 12 号「報告第 9 号の内容取り下げについて」ご説明いたします。

報告理由といたしましては、令和 7 年度第 5 回教育委員会定例会 報告第 9 号にて専決処分のご報告を行いましたが、専決処分の内容に変更が生じ、取下げを行ったため、その内容についてご報告するものでございます。

取下げる内容といたしましては、4 ページから 5 ページのとおりでございます。

詳細につきましては、新里学校教育課長よりご説明いたします。

○教育長(銘苅 健)

新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

資料の 4 ページ及び 5 ページです。

浦城小学校体育館屋上プールの、日除柱の部品落下による車両損傷事故につきましては、損害賠償額について一旦相手方と和解したため、専決処分のご報告をいたしました。

その後、修理に伴う台車のリース費用が発生することがわかりました。当該リース費用につきましても、損害賠償額に含まれることから、金額に変更が生じるため、報告内容の取下げを行うものでございます。

今回の専決処分の報告にあたりましては、本市、相手方共に修理費用として含まれる経費の認識が足りておらず、追加の費用が発生することとなりました。

今後は修理にかかる期間や代車の発生有無等の確認を丁寧に行い、和解後の追加費用が発生することが無いよう、努めてまいります。

以上でございます。

○教育長(銘苅 健)

ただいま説明がありましたように、前回ですね、委員会で可決したことに対してその内容変更が出てきた。

損害の中に、代車の代金が入ってなかったもので、それを入れるため、補償の金額が変更になるということで、今回は取り下げということになっていますね。  
委員の皆さん何かこの件に関して確認するところありますか。

休憩します。

再開します。

報告第 12 号について、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

じゃあ報告第 12 号は終わります。

次に報告第 13 号に行きます。

報告第 13 号について行いますので本案件についての職員の入れ替えをお願いいたします。

事務局は資料の配布をお願いします。

それでは第 13 号「専決処分の報告について」をお願いいたします。

内田指導部長。

○指導部長(内田 篤)

議案書の 6 ページをご覧ください。

報告第 13 号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

報告理由といたしましては、地方自治法第 180 条第 1 項に基づき専決処分を行ったため、同条第 2 項の規定に基づき第 214 回浦添市議会へ報告するため、本定例会へ報告するものでございます。

詳細につきましては、新里学校教育課長よりご説明いたします。

ご審議の程よろしくをお願いします。

○教育長(銘苺 健)

新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

7 ページの事故報告書をご覧ください。

令和 7 年 7 月 30 日に、浦添中学校技術室側駐車場において、同校職員による草刈り作業中の飛び石により、駐車中の職員の車両が、損傷いたしました。

損傷の程度はバックガラスの全破損となっております。

損害賠償及び和解の相手方の住所氏名は、お配りした専決処分書に記載の通りです。

損害賠償額は、9 万 2004 円となっております。

以上でございます。

○教育長(銘苺 健)

職員の草刈中に、職員の車に当たったということになります。

報告第 13 号について何かご質問等があれば教育委員の皆さんをお願いします。

○教育委員(東 健策)

先ほどありました代車の方は、こちら今回は必要ないということでよろしいですか。

○学校教育課長(新里 優子)

代車を含む、修理が終わっておりますので、代車を含んだ額となっております。

○教育委員(東 健策)

わかりました。

○教育長(銘苺 健)

では、この9万2004円の中に代車も含めた金額ということですね。

それではこの件よろしいですか。

○教育委員(東 健策)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

報告第13号については、資料にある通りでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

それでは、秘密会の議事は以上です。

事務局は資料の回収をお願いいたします。

関係職員の入れ替えを認めます。

本日の議事は以上となります。

次にその他報告等になります。

こちらについても秘密会扱いとなりますので本件についての関係職員以外は退席、合わせて関係職員の入室を認めます。

事務局は資料の配付をお願いいたします。

その他報告の説明をお願いいたします。

新里課長。

○学校教育課長(新里 優子)

報告の内容といたしましては、先ほど取下げをいたしました、報告第12号につきましては、申し上げました通り8月25日に修理の方が完了いたしましたので、現在代車のリース費用を追加した金額で、再度示談書を作成いたしましたので、相手方へ送付しております。また、今お配りいたしました資料の2枚目でございますけれども、令和7年6月10日に、浦添中学校敷地内で、〇〇部の部活動中に里道へ飛んだボールによりまして、放課後等デイサービス利用者の送迎車両が破損する事故が発生しております。こちらにつきましても修理が既に完了いたしましたので、現在示談書を相手方の方へ送付しております。

以上の2件につきまして、示談書が整い次第専決処分を行う事となりますが、市議会9月定例会会議中となる予定でございますので、その場合は、地方自治法に基づき、市議会への報告をいたします。

そのため、本委員会定例会への報告は事後となりますことをお知らせいたします。

以上でございます。

○教育長(銘苺 健)

はいありがとうございます。

先ほどの件にあったように、教育委員会会議への報告が議会終了後になるという、事前にこういったことがありますよということの、アナウンスになります。

これ両方、いや違うか。

2件目のは職員の車ではない、デイサービスの業者の車ですよ。

○学校教育課長(新里 優子)

はい、放課後等デイサービス送迎の車に当たりました。

○教育長(銘苅 健)

送迎の車に当たったわけね。

それでは、報告は以上となります。

資料の回収をお願いします。

その他の報告は以上でよろしいでしょうか。

お諮りします。

本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任することとしてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ご異議なしと認めます。

よって字句、数字、その他の整理は、教育長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、令和7年度第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。